

## 庁議および市政戦略会議の運営方針の改訂について

## 改訂の目的

庁議および市政戦略会議の運営方針の見直しを行い、会議の効率化を図る。

## 主な改訂内容

## 【庁議運営方針の改訂】

- ① 重要報告案件のうち、緊急を要するもののメール配信（いわゆる「いとまがないメール」）の運用変更について（P 8）
  - ・いわゆる「いとまがないメール」について、現在、すべてのメールを総合政策部から配信しているが、原部からロゴチャットにて配信を行うなど、運用を変更する。（※詳細は別紙）
- ② 条例および計画策定（パブリックコメント対象事項）のパブリックコメントによる意見がない場合の庁議付議資料について（P 25、26）
  - ・パブリックコメントによる意見がない場合は、重要報告案件として付議することとしているが、その際は、修正のない条例や計画書等の資料は不要とする。
- ③ 条例および計画策定に係る庁議付議資料「全体スケジュール」について（P 3、25、26、34）
  - ・条例および計画策定に係る庁議付議資料「全体スケジュール」は、庁内事務等の議会説明に不要な項目を除いた議会説明用スケジュールとし、議会説明用スケジュールの参考様式を追加する。
- ④ 策定方針資料（参考様式1）にかかる記載例の追記について（P 27、28）
  - ・「5. 市民参加の手法」について、記載内容の統一を図るため記載例を追記する。
- ⑤ パブリックコメント実施要領（参考様式3）について（P 30、31）
  - ・「2 意見の提出方法」に草津市電子申請システムのQRコードを追記する。
- ⑥ 次第（本部会議等）[参考様式6]および庁議付議書（本部会議等）[参考様式7]にかかる記載例について（P 35、36）
  - ・部長会議等の資料について、議会を含めた外部への公表範囲、公表時期等が不明瞭になるのを防ぐため、部長会議と同様の様式を追加する。
- ⑦ 草津市における本部会議等設置一覧（P 44、45）
  - ・令和6年度の本部体制について、時点修正を行う。